

令和5年度 中央区介護サービス事業所物価高騰緊急支援事業補助金

令和6年3月31日までに東京都または中央区から指定を受けた区内介護サービス事業所に対し、食材費および光熱費、また、送迎に使用する車両の燃料費の物価高騰に対する支援を行う。

1 対象サービス

- (1) 入所系サービス
介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、軽費老人ホーム(ケアハウス)、(介護予防)短期入所生活介護、(介護予防)小規模多機能型居宅介護(短期入所)、(介護予防)認知症対応型共同生活介護
- (2) 通所系サービス
(介護予防・日常生活支援総合事業)通所介護、(介護予防)通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、(介護予防)認知症対応型通所介護、(介護予防)小規模多機能型居宅介護(通所)
- (3) 訪問系サービス
(介護予防・日常生活支援総合事業)訪問介護、(介護予防)訪問看護、(介護予防)訪問リハビリテーション、(介護予防)居宅療養管理指導、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、(介護予防)小規模多機能型居宅介護(居宅)、居宅介護支援

※東京都が実施する「介護サービス事業所燃料費高騰緊急対策事業」及び「特別養護老人ホーム等物価高騰緊急対策事業」の対象となる経費は補助対象外とする。

(注)東京都が対象外としている介護保険法第51条の3第1項に規定する特定入所者介護サービス費の支給を受けていない入所者分の経費は対象とする。

※区立施設の光熱費は対象外とする。

(注)事業所が一部を負担している場合その割合に応じ支払う。

※訪問系サービス事業所が区へ申請する場合は東京都への燃料費補助申請は不可とする。

(注)区補助の費目が食費・光熱費及び燃料費であるため。

2 対象期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

※申請及び交付は2回に分けて行う。

3 補助金額

入所系	食材費、光熱費 令和5年10月1日時点の定員数×開所日数×128円
通所系 ※①と②の合計	① 食材費、光熱費 令和5年10月1日時点の定員数×開所日数×29円 ② 燃料費 令和5年10月1日時点で事業所が所有する送迎用の車両台数(注1)×開所月数×1,700円 (注1) 同一事業所内で提供する複数サービスで同一の車両を使用している場合は、いずれか1つのサービスで申請。
訪問系	食材費、光熱費及び燃料費 令和5年10月1日時点開設している1事業所あたり 最大 43,000円 (注2) 指定日により金額が変わります。□

4 提出書類

**提出期限：【2回目：令和5年10月1日から令和6年3月31日分】
令和6年2月29日（木）**

※令和6年3月中に東京都又は区から指定を受け運営を開始した事業所も対象となりますが、詳細は区へお問い合わせください。

- (1) 交付申請書(第1号様式)
- (2) 算出表(第2～4号様式のうち対象となるサービスの様式)
※入所系は第2号様式をご提出ください。
※通所系は第3号様式をご提出ください。
※訪問系は第4号様式をご提出ください。
- (3) サービス指定通知書または更新通知書の写し
- (4) 運営規程
※入所系、通所系のみ。
- (5) 自動車検査証の写し
※通所系で燃料費補助を申請する事業所のみ。
- (6) 口座振替依頼書
※口座番号、名義を確認できるページのコピーを添付すること。

※(3)から(6)について、1回目の申請時に提出したのから変更がなければ、2回目申請での添付を省略できます。

5 交付までの流れ

令和6年1月下旬	:	申請案内（中央区→事業者）
2月29日（木）	:	【2回目】 交付申請締め切り（事業者→中央区）
3月上旬	:	【2回目】 交付決定（中央区→事業者）
3月中旬	:	【2回目】 請求（事業者→中央区）
3月下旬	:	【2回目】 交付（中央区→事業者）

（問合せ・申請先）

〒104-8404 東京都中央区築地1-1-1
中央区福祉保健部介護保険課事業者支援給付係
【電話】03-3546-5377
【FAX】03-3248-1322
【メールアドレス】kaigo_02@city.chuo.lg.jp